若者の採用・育成に積極的な中小企業の皆さまへ

ユースエール認定企業は日本政策金融公庫が実施する融資において、金利の引き下げ対象となります！

「青少年の雇用の促進等に関する法律」に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた企業（ユースエール認定企業）が、株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業・国民生活事業）が実施する「地域活性化・雇用促進資金（企業活力強化貸付）」を利用する場合、平成28年４月から基準利率よりも低い金利で融資を受けることができるようになりました。

地域活性化・雇用促進資金の概要

資金使途	事業を行うために必要な設備資金及び運転資金
融資限度額	中小企業事業：７億2,000万円（運転資金は2億7,000万円まで） 国民生活事業：7,200万円（運転資金は4,800万円まで）
返済期間	設備資金：20年以内、運転資金：７年以内
利率	ユースエール認定企業は**基準利率（※）から－0.65%**となります。 ※平成28年４月１日現在：中小企業事業1.30%、国民生活事業1.85% ※金利引下げが適用されるのは、最大2億7,000万円の融資分まで（中小企業事業）

注１）融資の対象は、業種及び企業規模により、一定の要件がございます。詳細は日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル（0120-154-505）でご確認ください。

注２）審査の結果、お客様のご希望に添えないことがございます。

【事例】製造業の企業が工場建設のため、設備資金１億円の融資を受けた場合の返済総額

	返済額（返済期間20年、毎月返済、元金均等返済の場合）
ユースエール認定企業の場合	**1億円×金利（1.4－0.65）％＝約１億753万円**
一般企業の場合	１億円×金利1.4％＝約１億1,406万円

⇒　**一般企業に比べてユースエール認定企業の返済総額は約700万円減額となります**

注３）上記利率は、一例です。適用利率は、資金使途、返済期間、担保の有無、信用リスクなどに応じて異なる利率が適用されます。詳細は株式会社日本政策金融公庫にお問い合せ下さい。

＜申請先＞下記のそれぞれの制度の申請は各機関にお願いします。

■ **ユースエール認定企業**となるためには、**都道府県労働局へ**の申請が必要となります。

ユースエールの認定基準や制度の詳細については、以下のＵＲＬをご覧ください。
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000100266.html

ユースエール認定企業　検索

■ **地域活性化・雇用促進資金**のお申込みには、**株式会社日本政策金融公庫へ**の申請が必要となります。

地域活性化・雇用促進資金の詳細については、以下のＵＲＬをご覧いただくか、日本政策金融公庫へお問い合わせください。
https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/17_tiikikigyou_m_t.html

地域活性化・雇用促進資金　検索

厚生労働省・都道府県労働局

LL280401派若09